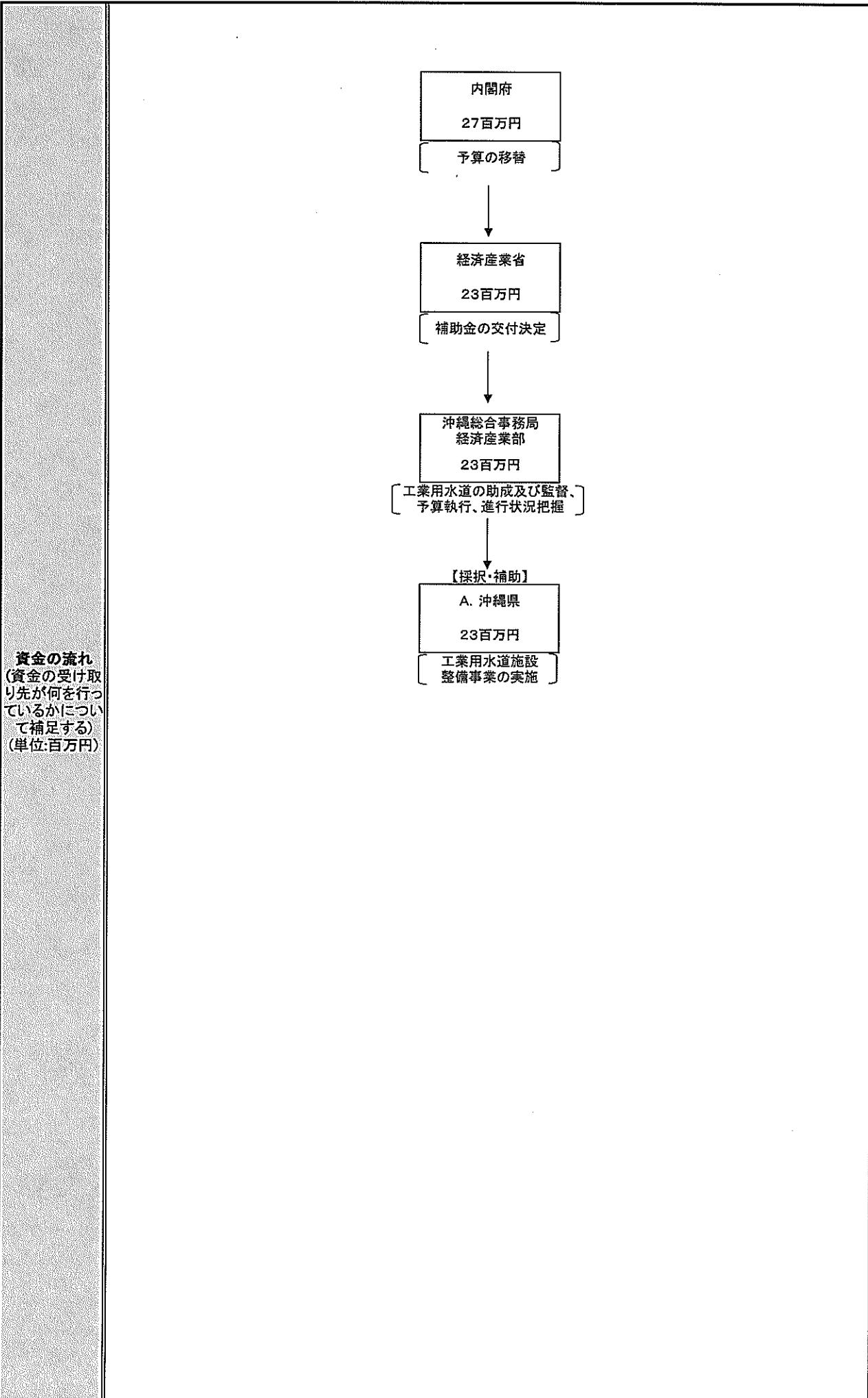


行政事業レビューシート (内閣府)

予算事業名	工業用水道事業に必要な経費	事業開始年度	昭和47年度	作成責任者		
担当部局庁	沖縄振興局	担当課室	総務課事業振興室	中村裕一郎		
会計区分	一般会計	上位政策	沖縄政策の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・工業用水事業法 第20条 ・沖縄振興特別措置法 第39条	関係する計画、通知等	沖縄振興計画(平成14年7月 内閣総理大臣決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	沖縄の工業開発のための基幹整備の一環として、昭和47年度から沖縄工業用水道について事業費補助を行っている。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地域経済活性化を図るための産業基盤として、沖縄県が布設する工業用水道施設の建設及び同施設における耐震化等の改築について、国が事業費の一部を補助。また、先行的な工業用水の水源確保のため、地方公共団体等が多目的ダム等の建設に参画する場合に工業用水負担分の一部を補助する。 (事業主体: 沖縄県 補助率: 10／10以内、平成21年度事業については、3／4)					
実施状況	平成21年度においては、名護市西海岸地区工業用水整備事業に対し、22.5百万円を補助を実施し、同事業を完了した。平成22年度以降の工業用水整備事業については、当面予定していない。					
予算の状況 (単位百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算額(補正後)	52	38	27	0	0	
執行額	49	38	23			
執行率	94.2%	100.0%	85.2%			
総事業費(執行ベース)	66	51	30			
自己点検 支出去先・ 使途の把握水準・ 状況	移替先の経済産業省において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、毎年度、沖縄県より事業実績の報告を受け、内容を確認のうえ交付額の確定を行っている。					
見直しの余地	工業用水道事業費補助金の採択基準(改築事業:事業期間10年以内かつ総事業費20億円以上)は、全国一律で設定されており、全国平均より事業規模が小さい沖縄工業用水道事業においては、需用水量及び総事業費が基準を満たすことが困難な状況にあり、結果として、自己資金による施設更新を余儀なくされる場合があるため採択基準の見直しが必要。					
化予 予算 子算 監視 ム視 の・ 所効 見率	事業の成果について適切に検証できる仕組みを検討すべき。					
補記	予算計上官庁である内閣府としては、概算要求にあたって、沖縄県と事業の必要性や方向性について打合せを行うほか、事業の執行状況等の把握のため、現地視察や担当者からのヒアリングを随時行っている。					



A.沖縄県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	工業用水道の整備	23			
計		23	計		
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載。)